

食品ロス削減国民運動ロゴマーク Q&A

Q1：申請を出してからどの程度の期間が必要か。

A：

- ・使用承認には省内で決裁が必要となりますので、1週間～2週間程度の期間を頂いております。また、決裁状況によりそれ以上の期間を要する場合がございます。

Q2：チェーン店の場合、個別の店舗から申請は可能か。その際、本社名義での申請になるのか。

A：

- ・個別店舗から、店舗の責任者様の名義での申請が可能です（本社名義の場合も可能です。）。

Q3：過去に申請をした場合で、使用用途が変更になった場合は再度申請が必要か。

A：

- ・再度の申請は必要ありませんが、こういった用途で使用するようになったかをろすのん申請用アドレス（loss-non@maff.go.jp）までメールにてご連絡ください。

Q4：印刷予定枚数など、明確に決まっていない部分がある場合はどう記載したらよいか。

A：

- ・申請時点での予定数量等を記入してください。

Q5：ロゴマークのデータについてPDFではなく、aiデータを使用したいが可能か。

A：

- ・可能です。その際は個別にろすのん申請用アドレス（loss-non@maff.go.jp）までメールにてお問い合わせください。

Q6：申請をするには押印が必要か。

A：

- ・押印の必要はありませんが、必要に応じて団体の所在やご本人様確認をさせていただきます。

Q7：食品関連事業者以外でも申請は可能か。

A：

- ・本ロゴマークは、事業者及び消費者に対して、食品ロス削減を積極的に推進するという意思を表明するためのものですので、そういった活動に資する取り組みであれば食品関連事業者以外の方でも申請は可能です。

Q8：事業者 A がポスターをデザインし、そのポスターを関連企業や取引先等が使用するの
は可能か。

A：

- ・可能です。なお、それと異なるデザインのポスターを作成・使用される場合は、別途作成者の方から申請が必要です。

Q9：事業者 A がポスターをデザインし、そのポスターを関連企業や取引先等が使用する場合は
双方からの申請が必要か。

A：

- ・双方からの申請は必要ありません。そのポスターを制作した方が申請をして下さい。

Q10：許諾要領に「展開例のように使用する場合を除き、マークを改変して使用することはでき
ません。」とありますが、印刷物の関係で指定の色を使用できない場合はどのようにすればよ
いか。

A：

- ・個別にご相談ください。

Q11：様式 3 については、報告をした後、どのくらいで使用可能か。

A：

- ・原則、使用する 5 日前までに報告をお願いしております。
省内での決裁は行いませんので、報告後は、適宜使用いただいて結構です。